

岩手大学における研究評価について

岩手大学では、組織を固定化せずに活性化することを目指し、役員会の下に「組織検討委員会」を設け、人員配置や組織改革について検討を可能とする大学レベルでのマネジメント体制を構築している。

また、学長裁量経費の配分などのマネジメントで評価を活用し、「学系」の設置に伴う学系プロジェクト経費、全学的なサバティカル制度導入に伴うサバティカル制度経費、北東北国立3大学相互の特色ある研究資源を活用する北東北国立3大学連携研究プロジェクト経費など、戦略的な資源配分が行われている。

1. 岩手大学の概要

1-1 基本理念

1) 理念

岩手大学は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、地域社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会の文化の向上と国際社会の発展に貢献することを目指す。

2) 教育目標

岩手大学は、教養教育と専門教育の調和を基本として、次のような資質を兼ね備えた人材の育成を目指す。

- ① 幅広く深い教養と総合的な判断力を合わせ持つ豊かな人間性
- ② 基礎的な学問的素養に裏打ちされた専門的能力
- ③ 環境問題をはじめとする複合的な人類的諸課題に対する基礎的な理解力
- ④ 地域に対する理解とグローバル化に見合う国際理解力
- ⑤ 柔軟な課題探求能力と高い倫理性

3) 研究目標

岩手大学は、基礎研究と応用研究の調和を基本として、これまで築いてきた学問的な伝統に基づく次のような取り組みにより、学術文化の創造を目指す。

- ① 人類的諸課題を視野に入れた人文・社会・自然の各分野にわたる基礎研究の推進
- ② 国際水準をめざす先端的な専門研究の展開
- ③ 独創的で高度な学際的研究の展開
- ④ 地域社会との連携による新たな研究分野の創出

4) 社会貢献目標

岩手大学は、教育研究の成果の社会的な還元を基本として、次のような取り組みを通じて地域社会の文化の向上と国際社会の発展のための貢献を目指す。

- ① 地域社会における高等教育の享受のための機会の拡大と生涯学習に資する場や学

術情報の提供

- ② 地域社会のニーズに応える地域振興への参画
- ③ 地域社会と国際社会の文化的交流のための取り組み

1-2 教育研究組織（資料1参照）

岩手大学では、社会のニーズに機動的な対応を図るため、教員を学部・研究科の枠組みを超えた全学教員所属組織「学系」に一元化し、学系を基軸とした学部及び大学院の教育・研究組織の整備が行われている。（学系＝教員の所属組織：学問分野でゆるやかに括られた10の個別学系と1つの全学施設系とから成る）。

1-3 教員数（平成21年5月1日現在）

教授	201名
准教授	168名
講師	11名
助教	42名
附属学校教員	84名
合計	506名

1-4 学生数（平成21年5月1日現在）

学部	5,204名
修士課程（博士前期）	636名
博士課程（博士後期）	63名
博士課程（連合農学研究科）	139名
合計	6,042名

1-5 収入・支出（平成20年度決算）

収入		(単位：百万円)
区 分	金 額	
運営費交付金	7,395	
施設整備費補助金	1,084	
補助金等収入	132	
国立大学財務・経営センター施設費交付金	42	
自己収入	3,694	
授業料・入学金検定料	3,526	
雑収入	168	
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,252	
引当金取崩	5	
目的積立金取崩額	158	
計	13,762	

支出		(単位：百万円)
区 分	金 額	
業務費	7,992	
教育研究経費	7,992	
一般管理費	2,917	
施設整備費	1,126	
補助金等	132	
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,160	
計	13,327	

2-2 研究費の重点的配分

岩手大学では、研究目標を達成するため、学長裁量経費等により戦略的な資源配分を実施している。主な取り組みは以下のとおり。

1) 学際的・分野融合的研究の発掘・推進（学長裁量経費「学系プロジェクト経費」）

学系プロジェクト経費は、大学における研究者交流・研究グループ形成の推進を支援し、教育研究機能の強化及び学系制度のより一層の充実と活性化を図ることを目的としており、研究グループの形成を主眼とし、新研究課題の設定・開拓を図る「スタートアップ経費」（1件当たり50万円を上限）と、研究実績を前提に更なる研究の推進を図る「プロジェクト経費」（1件当たり200万円を上限）の2つのカテゴリーについて公募し、重点的な研究資金の配分を行っている。

これらの経費は、担当する学科・課題を越えて共同研究グループを構成し、学系を単位とした研究組織による研究プロジェクトを対象としており、研究期間は1年間または2年間とし、平成21年度は、スタートアップ経費5件、プロジェクト経費3件を採択している。

なお、これらの経費は、採否にかかわらず、評価結果（委員の評価コメントを含む）を当該プロジェクト申請者に開示しており、フィードバックを通じて、研究課題設定や研究グループ形成に対して、激励や改善、水準向上に寄与する。また、研究期間終了後に「成果報告会」を行い、研究交流促進等に努めている。

2) 萌芽的研究支援（学長裁量経費「研究支援経費」）

研究支援経費は、公募により、人文・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、大学教員の自由な発想に基づく研究活動を発展させ、科学研究費補助金を始めとする外部資金の獲得、大学の研究活動を改善・発展させることを目的とし、個人またはグループに研究資金の配分（平成21年度は、30件：総額約1,500万円）を行っている。

3) 大学間連携競争的資金（北東北国立3大学連携推進研究プロジェクト）の推進

北東北国立3大学連携推進研究プロジェクトは、弘前大学、岩手大学及び秋田大学が連携協力し、公募により、3大学の特徴を活かした、高水準の発展性のある研究で拠点形成を進め、将来的に科学研究費補助金など、外部競争的資金等の獲得が見込まれる研究プロジェクトに研究資金を配分している。

北東北国立3大学連携推進研究プロジェクトは、3大学から、それぞれ1名以上の研究者により組織された研究チームによる研究プロジェクトを対象としており、研究期間は1年間、経費は3大学が供出（平成21年度は、3件：総額約1,000万円）している。

2-3 大型外部研究資金申請のための課題選定、戦略的特定プロジェクトの推進

学術推進本部では、大型外部研究資金（21世紀COE、グローバルCOE等）の申請に対して、部局等から提出された研究プロジェクト計画（複数件）の評価・調整（1本に絞る）、また、選定された計画に対しbrush-upを図るとともに、採択された研究プロジェクトについては、大学

として人的・資金的支援を行い、応募・課題選定と結果を通じて大学の研究の活性化、水準向上、組織化を図っている。

また、戦略的特定プロジェクトとして、一つのテーマについて学部横断的に研究を行う「部局戦略経費」を設けて重点配分を行っている。

2-4 サバティカル研修の推進（資料4参照）

岩手大学では、教員の教育研究能力の向上を図るため、継続して7年以上勤務し、教育研究評価活動の評価結果が上位である教員に対して、2ヶ月以上6ヶ月以内の継続する期間にわたり自主的調査研究に専念できるサバティカル制度を導入している。

手続きは、当該教員の申請に基づき、部局等の長が学長に推薦し、学長が、人事制度・評価委員会に諮り決定している。

3. 評価体制

3-1 組織評価体制

岩手大学では、評価に関する全学委員会として「点検評価委員会」（資料5参照）、また、点検・評価の課題に機動的に対応するため、学長の下に「評価室」（資料6参照）を設置している。

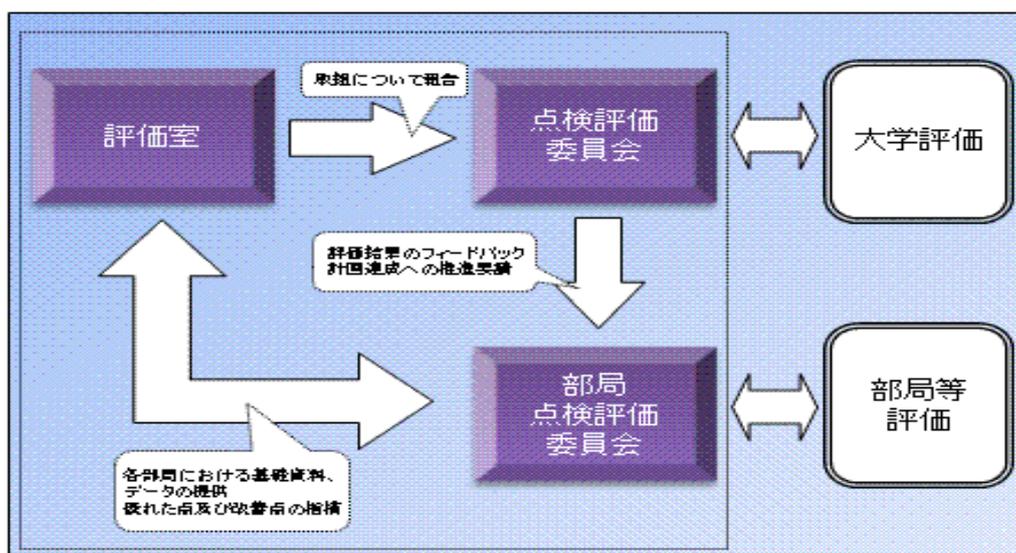
点検評価委員会は、学長を委員長とし、理事、副学長、学部長、連合農学研究科長、教育研究評議会評議員のうち各学部から選出された者、大学教育総合センター運営委員会から選出された教員、事務局の部長等で構成され、評価室との連携の下、①中期目標原案並びに中期計画案及び年度計画案の作成、②大学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自己点検評価の実施、③自己点検評価の結果について、外部評価の実施、④国立大学法人評価委員会が行う業績評価の対応、⑤認証評価の対応、⑥②から⑤までの評価結果により改善が必要と認められる事項の具体的方策、等に関することを審議している。

評価室は、評価を担当する理事又は副学長が評価室長を務め、専任教員1名、兼務教員5名（人文社会科学部・教育学部・工学部・農学部・大学教育総合センター）、事務系4部長（総務・研究交流・財務・学務）の計11名から構成され、①認証評価に係る自己評価書作成、②中期目標原案及び中期計画案の作成、③年度計画案及び各事業年度に係る業務の実績報告書の作成、④中期目標期間の業務実績報告書の作成、等に関することを審議している。

3-2 教員評価体制

岩手大学では、教員の評価を実施するための全学組織として、「人事制度・評価委員会」を設置している。人事制度・評価委員会は、学長を委員長とし、理事、副学長、学部長、連合農学研究科長、総務企画部長から構成され、①任用基準及び任期制度、②利益相反及び兼業基準、③人事評価に係る基本的方針、④評価システム、⑤評価基準及び評価方法、⑥評価結果等、⑦その他人事制度及び評価に関する重要事項に関することを審議している。（資料7参照）

評価実施体制



4. 大学として実施されている主な評価

4-1 教員の業績評価

岩手大学では、大学統一の基準である「教員評価指針」（資料8参照）及び「評価実施要領」（資料9参照）を整備し、教員評価を実施している。

1) 目的（基本原則）

- ① 教育研究活動等の活性化を図るための評価であること。
- ② 教育研究活動等の状況を社会に説明できる評価であること。
- ③ 教員の自己点検・評価を踏まえた評価であること。
- ④ 教員の職種及び職務の特殊性・専門性を考慮した評価であること。

2) 評価対象

教授、准教授及び助教について実施し、教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学運営活動の4領域を対象としている。

3) 評価方法等

評価体制

各部局に、「部局評価委員会」を設置し、部局の教員に対する部局としての「一次評価」を行い、部局の評価が適切に行われているかの観点で、「人事制度・評価委員会」が「二次評価」を行う。

実施時期

2年ごとに実施。ただし、評価のための資料とする活動状況は、毎年各教員が作成し、部局長に提出している。

実施方法

主として次の方法・手順で実施する。

- (i) 教員は、職種及び職務の特殊性・専門性を考慮した教育、研究、社会貢献、その他に関する目標及び目標を達成するための方策を定め、所属部局長へ提出する。
- (ii) 教員は、4月末日までに評価項目（「評価実施要領」参照）に係る前年度の活動状況を作成（データ入力等）し、自己の活動に3段階の自己評価を行い、所属部局長へ提出する。
- (iii) 部局評価委員会は、6月末までに各領域に関する5段階評価（表1）と総合評価（段階評価の合計点を基に、5段階総合評価）を行い、その結果を部局長に報告し、部局長は、部局の評価結果の総評と改善策を学長に報告する。
- (iv) 学長は、部局の評価が適切に行われているか人事制度・評価委員会に二次評価を付託し、人事制度・評価委員会は、7月までに二次評価を行い、その結果を学長に報告する。
- (v) 学長は、二次評価結果を部局長に通知し、部局長は、その結果を教員及び部局評価委員会に通知する。

（表1）

評点	
5	特に優れている活動が認められる
4	水準を上回る活動が認められる
3	水準に達する活動が認められる
2	水準に達しない活動があり改善の余地があると認められる
1	問題があり改善を要すると認められる

（表2）

総合評価の計算	評点	
4. 5以上	5	特に優れている
3. 5以上4. 5未満	4	優れている
2. 5以上3. 5未満	3	概ね適切である
1. 5以上2. 5未満	2	やや問題があり改善の余地がある
1. 5未満	1	問題があり改善を要する

評価項目

「評価実施要領」参照。

（研究活動）

著書	著書名及び出版社名
学術論文	論文名：査読有り
	論文名：査読無し

学会発表	学会名及び発表題名
芸術・体育会系業績	展覧会等への出展、入賞等
	翻訳
	総説・解説・報告
	受賞・発明・特許等
	共同研究等による実績・成果
	その他上記項目に該当しない特記すべき事項
外部資金の獲得	文部科学省科学研究費補助金
	他省庁の補助金等
	財団等からの助成金
	民間等との共同研究費
	受託研究費
	奨学寄附金
	その他上記項目に該当しない特記すべき事項
学会活動	学会・シンポジウムの主宰
	招待講演
	国際会議などの座長
	学会誌の編集
	査読
	学会運営

評価基準

評価対象の4領域のうち、「教育活動」、「大学運営活動」については大学統一の評価基準を設定しているほか、各部局長が、指針に基づき、部局の目標、専門分野の特徴などを考慮した評価基準を設定する「農学部教員評価基準」（資料10参照）。

4) 評価結果の活用

学長及び部局長は、評価結果を大学及び部局の教育、研究、社会貢献及び大学運営の改善に役立てるとともに、評価に基づいた研究費の配分を行っている。

具体的には、大学が定める「教員個人の業績評価等に基づく研究費の配分を受ける教員の選考について」（資料11参照）に基づき、学部長等が、学部等教員の5%を上限に、候補者を学術推進本部に推薦し、学術推進本部は、選考基準及び各学部長等から提出された推薦書等の選考資料を基に全学的な視点で審査し、当該候補者を10名程度選定し、役員会で決定する。研究費の配分額は、一人当たり100万円程度。

4-2 大学間連携競争的資金関係（北東北国立3大学連携推進研究プロジェクト）

1) 目的

北東北国立3大学（弘前大学、秋田大学、岩手大学）の連携という観点を強めつつ、

3 大学の特徴を活かした、高水準の発展性のある研究で拠点形成を進め、将来的に科学研究費補助金、外部競争的資金等の獲得が見込まれる研究プロジェクトへの支援を目的としている。

2) 事業概要

「2-2 研究費の重点的配分 3) 北東北国立3大学連携研究プロジェクトの推進」参照。

3) 評価方法等

評価体制

「北東北国立3大学連携推進会議連携協議会課題別(研究)専門委員会」(委員は各大学2名(理事・副学長を含む)、計6名で構成)で審査し、連携協議会で決定。

評価方法

申請書に基づく審査(事前評価)と、研究終了後に研究代表者から提出される実施報告書及び成果発表会に基づく研究成果評価(事後評価)を実施。

評価項目

審査(事前評価)は、以下の6項目について、5段階評価を行う。

- ① 研究プロジェクトの概要
- ② 3大学の研究者が連携することの有効性
- ③ 研究プロジェクトの実施計画
- ④ 従来の研究成果、準備状況
- ⑤ 研究業績
- ⑥ 経費の適性度

研究成果評価(事後評価)は、以下の4項目について、5段階評価を行い、総合点として、A～Cの3段階評価を行う。

- ① 研究プロジェクトの研究成果の学術的価値
- ② 3大学の連携の有効性
- ③ 研究プロジェクトの将来性、外部資金獲得等の見通し
- ④ 研究経費の適正度

4) 評価結果の活用

実施報告書(自己評価)と成果報告会を通しての評価やそのフィードバックにより、今後の研究の促進、外部資金獲得への意識性強化に役立てており、また、評価結果を本事業の在り方に反映させ改善につなげている。

5. その他特記事項

○地域連携推進センター

岩手大学では、大学における教育研究の進展に寄与するとともに、知的財産を産業界や住民等に還元し、地域振興と住民の生涯学習に貢献することを通じて、知的創造サイクルの確立を目指し「地域連携推進センター」を設置している。

同センターは、企画管理部門、リエゾン部門、知的財産移転部門、機器活用部門、生涯学習・知的資産活用部門、地域司法部門の6つの部門で構成されており、目標として、実践的な共同研究、受託研究及び生涯学習研究を通じて、これまで大学が築いてきた学問的な伝統を踏まえ、発展させることにより、学術文化を創造することを掲げ、リエゾン機能の充実・強化、共同研究等の推進、ものづくり技術開発の推進など、地域連携に根ざした活動や地域との連携事業を実施している。

6. 部局で実施されている研究マネジメント・評価

岩手大学では、各学部において、研究推進体制として「工学部戦略的研究推進会議」、「農学部戦略企画・評価室」、「人文社会科学部共同研究等推進委員会」を整備している。また、連合農学研究科では、構成4大学（岩手大学、弘前大学、山形大学、帯広畜産大学）間の連携を強化するための特色ある研究プロジェクトに対し、研究科長裁量経費を配分し、また、「寒冷圏未利用資源研究ネットワーク」を設立し、大学内外で共同研究を推進する体制の整備を図っている。

ここでは、各学部で実施している主なマネジメント・評価について概説する。

○各学部の取り組み

1) 工学部

○研究専念支援

工学部では、自主的な研究の専念支援策として、学部独自の工学部サバティカル制度及び長期学外研修制度を導入しており、それぞれの審査委員会を設置し、審査を行っている。

工学部サバティカル制度は、大学のサバティカル制度で承認される6ヶ月の研修期間にさらに6ヶ月を加え、12ヶ月まで期間を延長・継続できることとしている。また、工学部サバティカル制度では「採用後7年間の勤務」を基本要件としているが、長期学外研修制度では「採用後3年間の勤務」で申請でき、最長で2年間までの研修期間が認められている。

○研究支援

工学部では、研究支援策として、学部長裁量経費において、①工学部サバティカル制度や長期学外研修制度への積極的な応募のための代替の非常勤講師採用経費、②若手基礎研究支援として、科学研究費補助金の申請で不採択であったテーマを対象に学部内の公募により、有望なテーマ（最大3件/年）に対する支援（総額100万円）、③若手教員の国際会議等参加の支援（最大3件/年：総額50万円まで航空運賃の50～100%）、

を実施している。

2) 農学部

○研究支援

農学部では、研究支援策として、学部長裁量経費において、①重点的に取り組む領域研究プロジェクトの選定（200万円を上限として、3～5件を公募）、②若手研究者への高額機器購入のための、学部長裁量経費貸与の実施（予算300万円）、③教育研究活動等の活性化を図るための、教員評価の毎年実施、農学部サバティカル制度の導入、④大学院・学部学生に対する学会参加補助事業（予算450万円）、⑤21世紀COEプログラムに対する研究スペースの提供、⑥新任教員への研究補助費の支給、等を実施している。

3) 人文社会科学部

○研究支援

人文社会科学部では、学部長裁量経費において、教育研究の改善・発展に資する教育研究プロジェクトに対し、予算総額300万円を「人文社会科学部教育研究改善プロジェクト経費」として支援している（平成21年度は12プロジェクトを採択）。プロジェクトの選考にあたっては、学部教員に公募の上、提出された書類及びヒアリング等に基づき、学部長及び評議員で構成する選考委員が総合的に考慮して決定している。

4) 教育学部

○研究支援

教育学部では、教育学部重点課題の推進を図ることを目的として、学部長裁量経費において、平成20年度から2カ年にわたり「教育学部プロジェクト推進支援事業」を実施している。プロジェクトは、①教育内容開発、②教員養成カリキュラム開発を対象としており、学部教員と附属学校教諭による共同研究も含まれている。

○外部評価

教育学部では、平成21年度に5名の外部有識者からなる外部評価委員会を設置し、平成15年度から19年度の活動を対象に、8つの評価項目（教育活動、就職実態と支援体制、研究活動、地域連携活動及び広報活動、国際交流活動、附属学校、学部管理運営、学部改革と大学院改革）について外部評価を実施している。

5) 大学院連合農学研究科

○寒冷圏未利用資源研究ネットワーク

寒冷圏未利用資源研究ネットワークは、帯広畜産大学、弘前大学、岩手大学、山形大学の4大学の連合によって運営されている岩手大学大学院連合農学研究科（博士課程）を核として、東北、北海道に立地する大学と試験研究機関、民間企業の間で、「寒冷圏未利用資源の探査とその持続可能な利活用」をテーマとする研究面での交流・連携・協力を

発展させることを主たる目的としており、各機関における関連する研究の登録と情報交流、機関横断的な共同研究プロジェクトの奨励、「寒冷圏未利用資源」に関する研究成果発表会、シンポジウムの開催等を行っている。

○研究支援

大学院連合農学研究科では、研究科として4大学のメンバーを融合した共同研究の推進をはかるため、研究科長裁量経費において、共同研究プロジェクト（年間3-4件）に対し、研究費、設備費等の支援を行っている。

7. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成21年12月16日に岩手大学のマネジメント及び評価担当者との意見交換を実施し、岩手大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である内田理之氏（理化学研究所筑波研究所研究推進部企画課長）及び林隆之氏（大学評価・学位授与機構評価研究部准教授）に同席いただいた。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

1) 大学全体について

区分	コメント欄
マネジメントについて	<p>○ 基盤的資金、学内競争的資金などの資源配分、また、21世紀COEプログラムなどの大型外部資金獲得のための研究計画の公募・選定過程を通じた研究マネジメントが行われている。また、北東北国立3大学連携推進研究プロジェクトのように、地域に根差した特徴的な連携研究プログラムも実施している。</p> <p>ただし、本学の強みを客観的に把握し、自律的にそれを発展・展開させるという観点よりは、外部資金等を「当てにいく」という観点でのマネジメント要素が強く、その意味では受身のマネジメントという印象がある。そのため、予算配分等のための課題等の選考は厳格に行われるものの、中間・事後評価（Check）やそれらに基づく長期的視野に立った研究計画の改善・見直し活動（Action）についてより積極的に取り組み、PDCAサイクルの構築をより強く意識したマネジメントを期待したい。</p> <p>○ 教員を学生組織とは別の学系に配置するとともに、役員会の下に組織検討委員会を設け人員配置や組織改革について検討を可能な体制を作るなど、既存の組織枠組みを緩やかに再検討可能とする大学レベルでのマネジメント体制を有していることは他大学の参考となる。既存の組織を超えた共同研究をうながす学系プロジェクト経費も同様の目的のための試みと見ることができ、実際にどのような効果が生じたか、機能する要因は何かを今後分析して他大学に情報提供していただくと良い。</p>
実施の体制・プロセス	<p>○ 個人業績評価に基づく研究費の配分は学術推進本部の推薦により、また、学長裁量経費（スタートアップ経費・プロジェクト推進経費）の配分は学系からの推薦に基づき学長（学長・副学長会議）が決定している。これらの例のように、全般的に公募→提案→選考という意思決定のプロセスが確立している。</p> <p>○ 役員会の下に学部長らを含む組織検討委員会を設け、所属学部の利害を超えた議論を行っているということであり参考になる。</p>

	目標（方向性）の明確化と情報・問題意識の共有	○ 本学の「理念」、「教育目標」、「研究目標」、「社会貢献目標」が示されているが、本学を特徴づける固有のキーワードを用い、よりブレークダウンした目標設定によって問題意識を共有することに期待したい。
評価活動について		○ 資源配分のための課題選考（事前評価）が詳細に行われているが、一方、中間・事後評価やその結果の活用についてより一層の取り組みが望まれるように感じた。 例えば、高強度鋳造技術をはじめとする地域・民間との連携実績があるが、研究成果の追跡評価などの評価活動を通してこれらの実績を顕在化させ本学のプレゼンスを示す機会とするなど、評価結果の活用を意識した自律的な評価制度の設計に期待したい。 ○ 北東北国立3大学連携推進研究プロジェクトでは、評価の観点に地域課題や連携を含み、大学連携による地域貢献の視点を評価により明確にしている。また、各課題の評価結果を本事業の在り方に反映させる予定としている。これは事業評価に当たるものであり、本事業が学内競争的資金の財政面での大学間連携だけでなく、3大学の研究活動の活性化のためにいかなる効果が得られたかを検討され、学内事業・施策の評価のモデルとなることが期待される。
評価の目的・対象に応じたシステムの構築		○ 短期的な資源配分方針決定のための個人業績評価、研究課題評価のシステムは概ね確立していると思われる。今後取り組むべきは大学全体を対象とした機関評価レベルでの中・長期的な評価システムの構築だと思われる。 ○ 教員評価の基準は、全学統一基準を基礎としながら学部ごとに特質を反映させた様式としており、対象に即したシステムを構築する努力がなされている。分野によっては定量的に測定しにくいなどの課題も認識されており、それらの分野において研究活動の成果を適切に表現する方法の検討を是非行っていただきたい。
評価の実施における工夫、特徴		○ 現状、研究資源の配分のための評価（選考）が主であり、言わばインセンティブとのセットでの評価なので評価疲れが起り難い構造であると思われる。ただし、当該資源配分が結果として望ましい成果を産んだかどうかについて、検証が必要であると考え。 ○ 大型外部資金の申請については、申請候補について合議制にて選定を行っており、学内で競争力の高い研究課題を可視化・共有することにつながっている。
マネジメントと評価との関係		○ 評価活動は資源配分と密接に関係しており、マネジメントのための評価という位置づけは明快である。しかし、先述の通り、大型の外部資金獲得のために逆説的に研究課題等を選択しているようにも見受けられた。アカデミアとしての自らの強みを自覚し、それを伸ばすことによって他大学との差別化を図るなど、より自律的な経営に結び付くような評価活動に期待したい。 ○ COE プログラムに採択された課題を資金終了後にもいかに継続して拠点化できるかという点から、海外のCOEに見られるように複数の外部資金の獲得やそのための学内支援、ならびにそれらの意思決定のための評価活動の連結が重要であり、既に事後評価の検討などを課題として認識されている。

2) 部局について

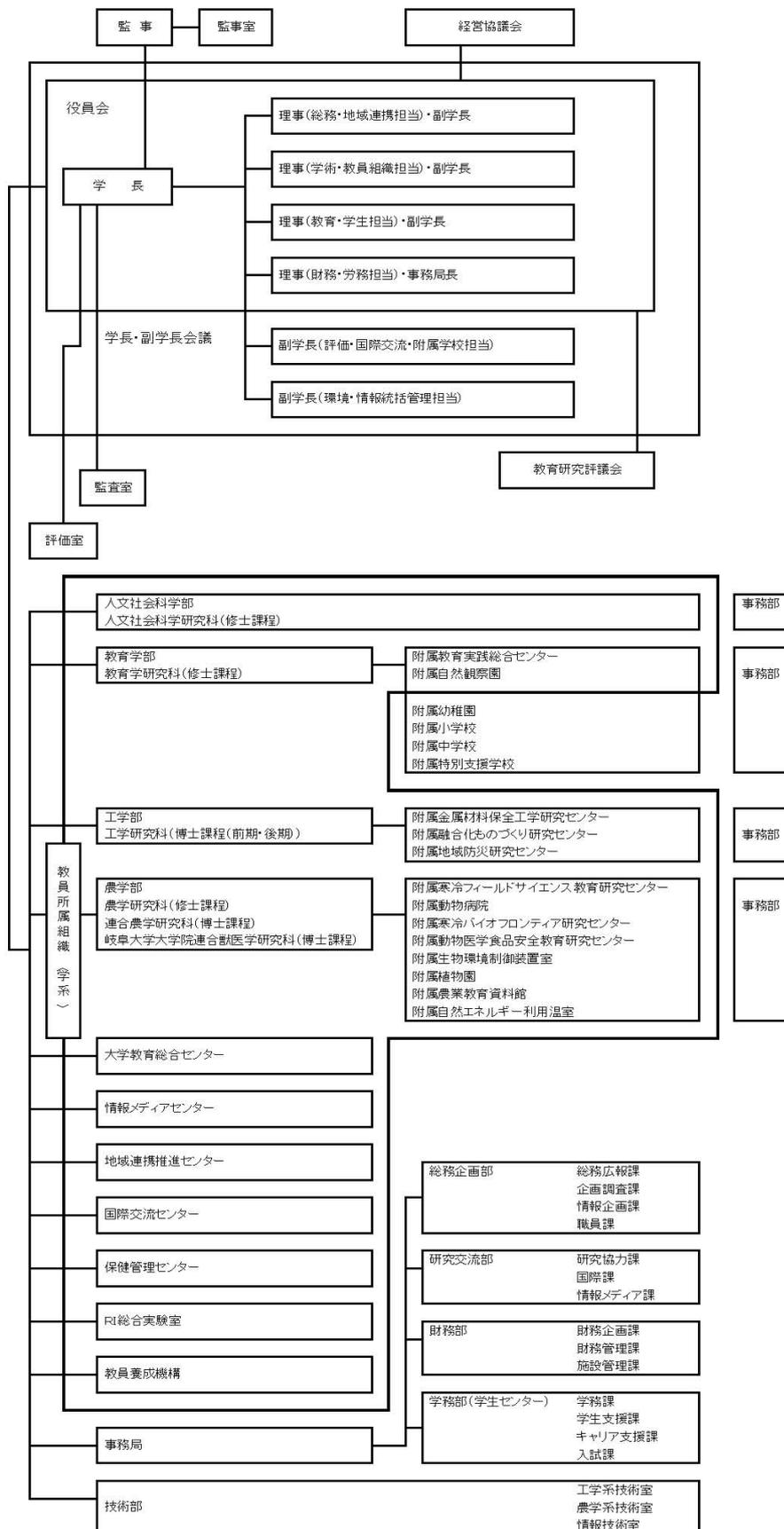
区 分	コ メ ン ト
マネジメントについて	○ 学部長裁量経費があり、学部ごとにサバティカル制度や研究費支援等の施策が執られている。農学部では「戦略企画・評価室」を組織し、将来構想・計画や教員評価のための基準等の作成を行っているなど、学部ごとに自律的マネジメントの意識がある。 また、連合農学研究科は4大学から構成されており、ひとつの大学ではカバーしきれない広範な領域を大学間連携によってカバーするな

	<p>どの施策も執られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学的施策に加えて、各学部ごとにそれぞれの部局で認識している課題の解決を明確に意図して、国際会議支援、サバティカル、地域連携室、学部内の教育改善のプロジェクト制度、教員資格審査などの取り組みを行っている。
実施の体制・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学部の裁量権行使の際には、審査委員会等の審議を経て客観性の担保に努めている。
目標（方向性）の明確化と情報・問題意識の共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学部により様々であるが、農学部の「戦略企画・評価室」、人文社会学部の「共同研究等推進委員会」、教育学部の「プロジェクト推進支援事業」などを通し、重点化施策の明確化が行われている。
評価活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4学部共同の部局戦略経費事業については外部委員も含む評価委員会が編成されている。一方、教育学部については平成21年度に外部評価委員会が実施された。全般的に法人評価における自己点検・評価が部局における評価活動の中心と見受けられる。 しかしながら、アカデミアのなかでの部局（学部）の実力を掌握したり、また、部局としての特質を何に見出すかなど、自律的な評価活動を活用する場面はまだ少なからず残されているものと思われる。その際、学際的な研究を意識した、より自由で広範な視点による評価（例：教育学部の活動に関して、脳科学の視点を導入するなど）を意識することが重要だと思われる。 評価を各部局の自律的で個性的な経営を実現するためのツールと認識して、法人評価の枠を超えた中・長期的な戦略策定のために活用することを望みたい。 ○ 必ずしも全学部について外部評価が近年に行われているわけではないが、COE 評価や地域連携体制などの中で意見を聞く機会が得られている。このほかにも学部のアドバイザー委員会を設置するなど学部の方向性や課題の共有を図る機会を意図的に設置することは可能であるかもしれない。
評価の目的に応じたシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域連携推進センターの活動のように、本学のプレゼンスを示すための好材料を、評価活動を通じて広く一般に伝えるなど、戦略的な評価システムの構築を期待したい。 ○ 教員評価については部局ごとに評価委員会がおかれており、今後も部局の研究内容の特質を踏まえつつ、部局を超えるような学際的な研究を展開されうる方法の構築が期待される。
評価の実施における工夫、特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば農学部における「寒冷」というキーワードなど、本学の部局を特徴づけるキーワードを評価活動を通してアカデミアや一般社会に発信する工夫が期待される。
マネジメントと評価との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学部裁量経費の配分などのマネジメントで評価は活用されているが、部局の中・長期的ビジョンや戦略策定への評価の活用をさらに期待したい。

2) その他のコメント

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域との連携施策が進んでおり、本学を特徴づける重要な要因となっている。地域連携施策は分かりやすく本学の存在・活動を納税者に示すことができる施策である。評価活動を通じてこれらの活動の公知とより高いレベルでの期待を集めることで研究開発活動の活性化を期待したい。 この例に限らず、評価のための評価ではなく、評価の結果によって相応のリターンが期待できるような枠組みを創り上げることを望みたい。 ○ 部局ごとに様々な課題を認識して、その課題解決のための学部内施策を構築しているとともに、大学全体では組織検討委員会を設けるなど、組織が過度に固定化せずに活性化することを目指した仕組みをとっていることは参考になる。また、今後、課題評価等を学内の事業や施策の改善に結びつける予定とのことであり、地域連携などの大学の核である取り組みとの連結が展開すれば他大学への参考になると思われる。
--

岩手大学組織図(平成21年度)



岩手大学学術推進本部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学学術推進本部（以下「推進本部」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進本部は、岩手大学における研究、国際交流及び情報メディア基盤整備の推進を図るための重要事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 推進本部は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 競争的外部資金の獲得を推進するための具体の方策に関すること。
- 二 国際交流に関すること。
- 三 情報メディア基盤整備の推進に関すること。
- 四 国際交流センター長の推薦に関すること。
- 五 その他学術推進に関する重要事項

(組織)

第4条 推進本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 連合農学研究科長

2 前項の委員のほか、次条の本部長が必要と認める教育研究支援施設長及び学術担当理事室員を加えることができる。

(本部長)

第5条 推進本部に本部長を置き、学術を担当する理事又は副学長をもって充てる。

2 本部長は、会議を招集し、議長となる。

(会議)

第6条 推進本部は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

岩手大学組織検討委員会規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第24条の規定に基づき、岩手大学組織検討委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、岩手大学の発展に資するための大学改革及び大学組織に係る将来計画に関する検討を行い、また、組織別の教員、事務職員、専門職員等の配置等について調整を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 岩手大学の将来計画に関すること。
- 二 学部・学科・課程、研究科・専攻、教育研究支援施設等及び学系の見直し並びに教員の所属・配置に関すること。
- 三 学部・学科・課程、研究科・専攻及び教育研究支援施設等の設置及び改廃に関すること。
- 四 事務組織及び技術部の組織運営に関すること。
- 五 その他岩手大学の大学改革及び大学組織に関する重要事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 学系長会議議長
- 五 学部長
- 六 連合農学研究科長
- 七 教育研究評議会評議員のうち各学部から選出された者各1名
- 八 総務企画部長、研究交流部長、財務部長及び学務部長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する理事が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月26日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 岩手大学教育研究組織検討専門委員会規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

岩手大学サバティカル研修に関する要項

(平成19年3月20日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）に勤務する教員（教授、准教授及び助教をいう。以下同じ。）の教育研究能力の向上を図るため、一定期間にわたり自主的調査研究に専念できる研修（以下「サバティカル」という。）制度に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 サバティカルを取得できる教員は、本学教員として採用された日又はサバティカルの期間終了後から、継続して7年以上勤務している者であって、教育研究活動の評価結果が上位である者とする。

(期間)

第3条 教員がサバティカルとして取得できる期間は、2月以上6月以内の継続する期間とし、承認後の期間変更は原則として認めない。

(職務の免除)

第4条 サバティカルの期間中は、サバティカルを行う教員の所属する部局等（人文社会科学部、教育学部、工学部、農学部、連合農学研究科、大学教育総合センター、情報メディアセンター、地域連携推進センター、国際交流センター、保健管理センター及び評価室をいう。以下同じ。）の定めるところにより、教育及び運営に関する職務を免除することができる。

(研修期間中の兼業)

第5条 サバティカル期間中の兼業は、原則として認めない。

(研修経費)

第6条 サバティカルの実施に当たり、交通費を必要とする場合は、勤務場所と研修場所との往復に係る交通費を1回に限り支給する。

(手続き)

第7条 教員は、サバティカルを取得しようとする場合は、次の各号に掲げる書類を所属する部局等の長に申請しなければならない。

- 一 サバティカル取得申請書（別紙様式第1号表面）
- 二 サバティカル実施計画書（別紙様式第1号裏面）

- 2 部局等の長は、当該教員が研究計画を実施することにより、教育研究等の能力の向上が期待されること及び教員評価結果が上位であること並びに教育及び運営に特に支障がないことを総合的に判断した上で、当該申請を承認することができる。
- 3 部局等の長は、前項の承認を行った場合は、当該教員の申請書を添えて学長に推薦する。
- 4 学長は、部局等の長から推薦があった場合は、人事制度・評価委員会で審査を行い、決定する。
- 5 サバティカルの期間が終了した教員は、速やかにサバティカル実施報告書（別紙様式第2号）を学長に提出するものとする。

（雑則）

第8条 この要項に定めるもののほか、サバティカルの実施に際し必要な事項は、部局等において別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本学の講師として在職し、その者が施行の日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、第1条中「教員（教授、准教授、助教をいう。以下同じ。）」とあるのは「教員（教授、准教授、講師及び助教をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。
- 3 この要項の施行に当たり、施行日前から部局等において運用していた同様の研修等の実施については、これを妨げない。

岩手大学点検評価委員会規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第24条の規定に基づき、岩手大学点検評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、岩手大学評価室との連携の下に実施する。

- 一 中期目標原案並びに中期計画案及び各年度の業務運営に関する年度計画案の作成に関すること。
- 二 岩手大学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究活動等」という。）の状況について、自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）の実施に関すること。
- 三 自己点検評価の結果について、岩手大学の職員以外の者による検証（以下「外部評価」という。）の実施に関すること。
- 四 国立大学法人評価委員会が行う岩手大学の業績に関する評価の対応に関すること。
- 五 認証評価機関が行う岩手大学の教育研究活動等の評価の対応に関すること。
- 六 第2号から第5号までの評価の結果により、改善が必要と認められる事項の具体的方策に関すること。
- 七 岩手大学評価室の専任教員の人事に関すること。
- 八 その他評価に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 連合農学研究科長
- 六 教育研究評議会評議員のうち各学部から選出された者各1名
- 七 大学教育総合センター運営委員会から選出された教員1名
- 八 総務企画部長、研究交流部長、財務部長及び学務部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、第2条各号に掲げる事項の具体的な作業を行わせるため、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部局委員会)

第8条 委員会が付託した事項のほか、部局における自己点検評価及び外部評価を実施するため、次に掲げる部局等に部局点検評価委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

- 一 各学部（連合農学研究科を除く各研究科を含む。）
- 二 連合農学研究科
- 三 各教育研究支援施設
- 四 事務局（各学部の事務局を含む。）

2 前項の部局委員会に関し必要な事項は、部局等の長が別に定める。

(自己点検評価の区分)

第9条 自己点検評価の実施は、次の区分により行うものとする。

- 一 全学的な教育研究活動等の状況
- 二 部局等の教育研究活動等の状況
- 三 その他委員会が必要と認めた事項

(自己点検評価の項目)

第10条 自己点検評価の項目は、前条第1号及び第3号については委員会が定め、同第2号については、部局委員会が定める。

(自己点検評価の方法)

第11条 自己点検評価は、前条に定める自己点検評価の項目について計画的に実施するものとする。

(外部評価の方法)

第12条 外部評価は、評価項目等について委員会及び部局委員会がそれぞれ別に定めて、計画的に行うよう努めるものとする。

(公表)

第13条 委員会及び部局委員会は、自己点検評価及び外部評価の結果を刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、企画調査課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月26日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

岩手大学評価室規則

(平成19年2月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第28条の2の規定に基づき、岩手大学評価室（以下「評価室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 評価室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 認証評価に係る自己評価書作成に関すること。
- 二 中期目標原案及び中期計画案の作成に関すること。
- 三 中期目標・中期計画に基づく年度計画案及び各事業年度に係る業務の実績報告書作成に関すること。
- 四 中期目標期間の業務実績報告書作成に関すること。
- 五 その他自己点検評価及び外部評価に関すること。

(組織)

第3条 評価室は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
- 二 専任教員
- 三 兼務教員
- 四 総務企画部長、研究交流部長、財務部長及び学務部長
- 五 その他学長が必要と認めた者

(室長)

第4条 室長は、評価室全般の業務及び運営を統括する。

- 2 室長は、評価を担当する理事又は副学長をもって充てる。
- 3 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名する室員が、その職務を代理する。

(専任教員)

第5条 専任教員は、評価室の業務を処理する。

- 2 専任教員の任期は5年とし、再任は1回限りとする。

(兼務教員)

第6条 兼務教員は、専任教員と協力し、評価室の業務を処理する。

- 2 兼務教員は、各学部及び教育研究支援施設（以下「学部等」という。）の専任教員のうちから、当該教員の所属する学部等の長の同意を得て、室長が推薦し、学長が任命する。

3 兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務職員)

第7条 第3条第4号の室員は、専任教員及び兼務教員と協力し、評価室の業務を処理する。

(専任教員の選考)

第8条 専任教員の選考は、岩手大学点検評価委員会の議に基づき、学長が選考し、任命する。

(庶務)

第9条 評価室の庶務は、企画調査課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、評価室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

岩手大学人事制度・評価委員会規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第24条の規定に基づき、岩手大学人事制度・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 任用基準及び任期制度に関すること。
- 二 利益相反及び兼業基準に関すること。
- 三 人事評価に係る基本の方針に関すること。
- 四 評価システムに関すること。
- 五 評価基準及び評価方法に関すること。
- 六 評価結果等に関すること。
- 七 その他人事制度及び評価に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 連合農学研究科長
- 六 総務企画部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する理事が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(専門委員会)

第6条 委員会に、次の専門委員会を置く。

- 一 兼業審査専門委員会
- 二 利益相反管理専門委員会

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、職員課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 岩手大学人事制度専門委員会規則は、廃止する。

岩手大学教員評価指針

(平成17年5月19日制定)

この評価指針は、岩手大学の教育研究等の水準の向上及び岩手大学における中期目標・中期計画の達成に資するため、岩手大学教員（附属学校教員を除く。）の評価を実施する指針とする。

（基本原則）

第1 評価の基本原則は、次のとおりとする。

- ① 教育研究活動等の活性化を図るための評価であること。
- ② 教育研究活動等の状況を社会に説明できる評価であること。
- ③ 教員の自己点検・評価を踏まえた評価であること。
- ④ 教員の職種及び職務の特殊性・専門性を考慮した評価であること。

（評価の対象）

第2 評価の対象教員は、教授、准教授又は助教とする。ただし、岩手大学教員の任期に関する規則第2条の規定により任期を付された者を除く。

（評価の頻度）

第3 評価は、2年に1度、過去2年度分について行う。ただし、評価のための資料とする活動状況は、毎年度各教員が作成し、部局長に提出する。

（評価領域）

第4 評価領域は、次のとおりとする。

- ① 教育活動
- ② 研究活動
- ③ 社会貢献活動
- ④ 大学運営活動

（評価組織）

第5 評価組織は、次のとおりとする。

- ① 各部局に、部局の教員に対する部局としての評価（「一次評価」という。）を行う「部局評価委員会」を置く。
- ② 二次評価は、部局の評価が適切に行われているかの観点で人事制度・評価委員会が行う。

(部局)

第6 部局とは、人文社会科学部、教育学部、工学部、農学部、連合農学研究科、大学教育総合センター、情報メディアセンター、地域連携推進センター、国際交流センター、保健管理センター、教員養成機構及び評価室をいう。

(評価基準)

第7 部局長は、この指針に基づき、部局の目標、専門分野の特徴などを考慮した評価基準を定める。

(評価項目及び評価手順)

第8 評価に係る評価項目及び評価手順は、別に定める評価実施要領による。

(教員の任務)

第9 教員は、職種及び職務の特殊性・専門性を考慮の上、次に掲げる事項ごとに、目標及び目標を達成するための方策を設定する。

教育に関する目標及び目標を達成するための方策
研究に関する目標及び目標を達成するための方策
社会貢献に関する目標及び目標を達成するための方策
その他の目標及び目標を達成するための方策

2 教員は、評価項目に係る活動状況を作成する。

3 教員は、「評価実施要領」に定める各領域ごとの活動について、次の3段階の自己評価を行う。

目標を十分に達成した
目標を概ね達成した
目標に満たなかった

4 教員は、活動に関して特記すべき事項がある場合は、その内容を記載する。

(部局評価委員会の任務)

第10 部局評価委員会は、教員の職種及び職務の特殊性・専門性を考慮した評価比率を定める。

2 部局評価委員会は、各領域ごとに次の5段階に評価する。

評点	
5	特に優れている活動が認められる
4	水準を上回る活動が認められる
3	水準に達する活動が認められる
2	水準に達しない活動があり改善の余地があると認められる
1	問題があり改善を要すると認められる

3 部局評価委員会は、各領域ごとの評点に部局評価委員会が定めた評価比率を乗じて、総合評価を行う。

4 部局評価委員会は、総合評価の計算方法により評点を算出し、活動全般について次の5

段階で総合評価を行う。

総合評価の計算	評点	
4. 5以上	5	特に優れている
3. 5以上4. 5未満	4	優れている
2. 5以上3. 5未満	3	概ね適切である
1. 5以上2. 5未満	2	やや問題があり改善の余地がある
1. 5未満	1	問題があり改善を要する

5 部局評価委員会は、評価結果の総評と改善策並びに個人評価の結果を取りまとめ、部局長に報告する。

(評価結果の報告)

第11 評価結果の報告は、次のとおりとする。

- ① 部局長は、部局の評価結果の総評と改善策を学長に報告する。
- ② 学長は、部局長から報告された結果を人事制度・評価委員会に報告する。

(人事制度・評価委員会の任務)

第12 人事制度・評価委員会は、本学としての総評及び改善策を取りまとめる。

(評価結果の活用)

第13 学長及び部局長は、評価結果を本学及び部局の教育、研究、社会貢献及び大学運営の改善に役立てるとともに、処遇等への反映など適切な措置を講ずるものとする。

(意見の申し出)

第14 教員は、評価結果に対し意見がある場合は学長に申し出ることができる。

(評価結果の公表)

第15 評価結果の公表は、次のとおりとする。

- ① 教員の活動状況に係る部分（自己評価及び部局評価委員会による評価に係る部分を除く。）をウェブサイトで公表する。
- ② 教員個人に係る評価結果は、本人以外には公表しない。

附 則

この指針は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本学の講師として在職し、その者が施行日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、改正後の第2中「教授、准教授又は助教」とあるのは、「教授、准教授、講師又は助教」と読み替えるものとする。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成21年11月19日から施行する。
- 2 この指針施行の日の前日において、現に任期を付されている者の評価の取扱いについては、当該任期が満了するまでの間は、改正後の第2ただし書きの規定にかかわらず、なお従前の例による。

評価実施要領

(趣旨)

この評価実施要領は、岩手大学教員評価指針（以下「評価指針」という。）第8に基づき、教員の評価に係る評価項目及び評価手順について必要な事項を定める。

(評価項目)

1) 教育活動

学士課程教育	週の担当講義・演習・実習科目及び時間数 (実施予定と実施後)
	卒業研究指導学生数
	授業評価
大学院課程教育	週の担当講義・演習・実習科目及び時間数 (実施予定と実施後)
	主任研究指導学生数
	学位授与者数（主任指導）
	授業評価
その他	教科書等の執筆
	教育改革関係報告書の作成
	教育研究会における発表
	教材及び授業等で取り入れた特記すべき事項
	進路指導業務
	学生生活指導活動
	学生生活活動支援及び協力
その他上記項目に該当しない特記すべき事項	

2) 研究活動

著書	著書名及び出版社名
学術論文	論文名：査読有り
	論文名：査読無し
学会発表	学会名及び発表題名
芸術・体育系業績	展覧会等への出展、入賞等
	演奏会、作品発表、入賞等
	スポーツ大会への出場、入賞等
	その他上記項目に該当しない特記すべき事項
そのほかの研究成果	辞書辞典など項目執筆

	翻訳
	総説・解説・報告
	受賞・発明・特許等
	共同研究等による実績・成果
	その他上記項目に該当しない特記すべき事項
外部資金の獲得	他省庁の補助金等
	他省庁の補助金等
	財団等からの助成金
	民間等との共同研究費
	受託研究費
	奨学寄附金
	その他上記項目に該当しない特記すべき事項
学会活動	学会・シンポジウムの主宰
	招待講演
	国際会議などの座長
	学会誌の編集
	査読
	学会運営

3) 社会貢献活動

兼業等	国・地方自治体等の委員会名及び役職
	その他企業・団体等への指導等
生涯学習支援	公開講座の企画・講師等
	講演会の企画・講師等
	講習会の企画・講師等
産学官民連携	技術支援及び技術相談
	研究会・セミナー等の主催・参加
	プロジェクトの主催・参加
国際交流	学術交流
	外国人受入れ
	国際交流事業
その他の活動	ボランティア
	文化の伝承、発展及び創造活動への寄与
	その他上記項目に該当しない特記すべき事項

4) 大学運営活動

全学	委員会名及び役職名
学部	委員会名及び役職名
教育研究支援施設	委員会名及び役職名 教育研究支援施設業務
学部附属教育研究施設	委員会名及び役職名 学部附属教育研究施設業務
学科・課程等	委員会等名及び役職等名又は業務分担
その他	入試業務
	高大連携
	その他上記項目に該当しない特記すべき事項

(評価手順)

- (1) 教員は、評価指針第9第1項に定める目標及び目標を達成するための方策を設定したうえで、別紙評価項目に係る前年度の活動状況を作成（データ入力等）し、自己の活動に3段階の自己評価を行い、毎年4月末日までに部局長に入力データにより提出する。
- (2) 部局長は、教員から提出された活動状況に基づき部局の評価委員会に一次評価を付託する。
- (3) 部局評価委員会は、6月末までに評価を行い、その結果を部局長に報告する。
- (4) 部局長は、所属教員の評価結果を学長に報告する。
- (5) 学長は、部局の評価が適切に行われているか人事制度・評価委員会に二次評価を付託する。
- (6) 人事制度・評価委員会は、7月末までに二次評価を行い、その結果を学長に報告する。
- (7) 学長は、二次評価結果を部局長に通知する。
- (8) 部局長は、二次評価結果を教員及び部局評価委員会に通知する。
- (9) 教員は、評価結果に対し意見がある場合は学長に申し出る。
- (10) 学長は、教員から意見があった場合は部局長に通知する。
- (11) 部局長は、評価結果に対し意見がなく、「問題があり改善を要する」と評価された教員に対し、活動の改善について適切な指導及び助言を行う。
- (12) 学長は、意見に対し再調査をすることが必要と認めた場合は、人事制度・評価委員会に再調査を付託する。
- (13) 人事制度・評価委員会は、再調査結果を学長に報告する。
- (14) 学長は、再調査結果を教員及び部局長に通知する。
- (15) 部局長は、再調査結果を部局評価委員会に通知する。
- (16) 部局長は、再調査結果が「問題があり改善を要する」と評価された教員に対し、活動の改善について適切な指導及び助言を行う。
- (17) 「やや問題があり改善の余地がある」及び「問題があり改善を要する」と評価さ

れた教員は、次の評価期間における活動改善計画書を部局長に提出する。
(18) 部局評価委員会は、9月末に評価結果をまとめる。

附 則

この要領は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

岩手大学農学部教員評価基準

(平成17年11月15日決定)

この評価基準は、「岩手大学農学部教員評価指針」に示す各評価領域での実績点に対して、農学部教員評価委員会が1～5の評点を与えるための評価基準、及び総合評価を行う際に教員本人が申請する領域別評価比率を定めるものである。

第1 評価基準

各評価領域における評価基準は、次のとおりとする。

(1) 教育活動領域

表1 教育活動領域における評価基準

評点	基準
5	過去2年度分の実績点 100 以上
4	過去2年度分の実績点 50 以上 100 未満
3	過去2年度分の実績点 25 以上 50 未満
2	過去2年度分の実績点 15 以上 25 未満
1	過去2年度分の実績点 15 未満

(2) 研究活動領域

表2 研究活動領域における評価基準

評点	基準
5	過去2年度分の実績点 60 以上
4	過去2年度分の実績点 40 以上 60 未満
3	過去2年度分の実績点 10 以上 40 未満
2	過去2年度分の実績点 5 以上 10 未満
1	過去2年度分の実績点 5 未満

(3) 社会貢献活動領域

表3 社会貢献活動領域における評価基準

評点	基準
5	過去2年度分の実績点 30 以上
4	過去2年度分の実績点 10 以上 30 未満
3	過去2年度分の実績点 5 以上 10 未満
2	過去2年度分の実績点 2 以上 5 未満
1	過去2年度分の実績点 2 未満

(4) 大学運営活動領域

表4 大学運営活動領域における評価基準

講師以上

評点	基準
5	過去2年分の実績点 90 以上
4	過去2年分の実績点 70 以上 90 未満
3	過去2年分の実績点 30 以上 70 未満
2	過去2年分の実績点 10 以上 30 未満
1	過去2年分の実績点 10 未満

助教

評点	基準
5	過去2年分の実績点 50 以上
4	過去2年分の実績点 30 以上 50 未満
3	過去2年分の実績点 10 以上 30 未満
2	過去2年分の実績点 5 以上 10 未満
1	過去2年分の実績点 5 未満

教授、准教授及び講師に対する評価と助教に対する評価基準を別に定める。

第2 領域別評価比率

領域別評価比率は、職位と年齢に応じて表5 のように定める。評価を受ける際に、教員は各比率の許容範囲内で、自らが希望する比率（5%刻み）を毎年申請する。ただし、比率の合計は100%としなければならない。

2 COE 参加教員および附属施設業務に深く係わる教員については、業務内容の特殊性により評価比率の変更を認める場合がある。

表5 領域別評価比率（%）※

	教授		准教授・講師		助教	
	55歳以上	55歳未満	45歳以上	45歳未満	35歳以上	35歳未満
教育活動	30±15	30±15	30±15	30±15	25±10	20±10
研究活動	25±15	30±15	30±15	40±20	45±15	50±20
社会貢献活動	20±10	20±10	20±10	15±10	15±10	15±10
大学運営活動	25±15	20±10	20±10	15±10	15±10	15±10
(比率合計)	100	100	100	100	100	100

※評価比率決定における基本的な考え方

① 教授および45 歳以上の准教授は、各領域とも最小比率が10%を下回ってはならない。

- ② 助教および45歳未満の准教授は、各領域とも最小比率が5%を下回ってはならない。
- ③ 上位の職位および加齢につれて大学運営活動の重みを増やす。

附 則

この基準は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

資料 1 1

教員個人の業績評価等に基づく研究費の配分を受ける教員の選考について

(平成19年1月26日学長裁定)

教員個人の業績評価（以下「教員評価」という。）等に基づく研究費の配分を受ける教員（以下「配分教員」という。）の選考に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(選考基準)

第1 配分教員は、教員評価における研究活動の評価が「5」であり、当該教員評価の期間で次に掲げるいずれかに該当する者の中から選考するものとする。

- (1) 学会賞を受賞するなど国際的・国内的に研究上高い評価を得ていること
- (2) 研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表など研究上の顕著な功績が認められること
- (3) 研究上の活動が地域社会の発展へ寄与するなど社会的に多大な貢献をしていると認められること
- (4) 若手研究者などの人材育成に極めて高度の研究上の指導能力を発揮していると認められること
- (5) 競争的研究資金をはじめとする外部からの研究資金の獲得に相当な実績が認められること
- (6) その他研究上の業績又は活動が上記(1)から(5)までに準ずると認められること

第2 選考に当たっては、当該研究活動の将来的な発展性に十分留意するものとする。

(学部等における選考)

第3 学部、工学研究科、連合農学研究科及び教育研究支援施設（以下「学部等」という。）の長は、上記第1及び第2の選考基準により配分教員の候補者（以下「候補者」という。）を学部等の教員数の5%を上限に選考するものとする。

第4 学部等の長が候補者を選考したときは、次に掲げる書類を作成し、推薦順位を付して学術推進本部長に提出するものとする。

- (1) 推薦書（別紙様式1）
- (2) 推薦の根拠資料

(学術推進本部における選考)

第5 学術推進本部長は、学部等の長から候補者の推薦があったときは、上記第1及び第2の選考基準及び上記第4により学部等の長から提出された書類に基づき、全学的な視点で審査するものとし、当該候補者の中から10名程度を選考し、学長に推薦するものとする（別紙様式2）。

(配分教員の決定)

第6 学長は、学術推進本部長から候補者の推薦を受けて、配分教員を決定するものとする。

(研究費の使途)

第7 この裁定に基づく研究費は、設備備品費、消耗品費、国内旅費、外国旅費、謝金など研究に必要な経費として使用できるものとする。

(雑則)

第8 この裁定により難い場合が生じたときは、その都度役員会及び学術推進本部において協議し、運用するものとする。

附 則

この学長裁定は、平成19年1月26日から実施する。

(別紙様式1)

推 薦 書

平成 年 月 日

学術推進本部長 殿

職名 (学部等の長)
氏 名 印

下記のとおり、教員個人の業績評価等に基づく研究費の配分を受ける教員の候補者を推薦します。

記

推薦順位	候補者の氏名 (職位)	推 薦 理 由	将来的な発展性等の判断
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

※ 推薦の根拠となる資料を添付願います。

(別紙様式2)

推 薦 書

平成 年 月 日

岩手大学長 殿

学術推進本部長
氏 名 印

下記のとおり、学部等の長から推薦のあった教員個人の業績評価等に基づく研究費の配分を受ける教員の候補者を推薦します。

記

学部等名	候補者の氏名（職位）	推 薦 理 由	将来的な発展性等の判断

(参考) 教員個人の業績評価等に基づく研究費の配分等の流れ
(中期計画：教員個人の業績評価とそれに見合った重点的資源配分を行う。)

今回

平成18年 4月

平成18年度予算の計上
大学戦略経費(インセンティブ経費)

平成18年10月

教員評価結果
(平成16-17年度)
研究活動の評価結果「5」

+

研究上の業績・活動
(平成16-17年度)
受賞、功績、貢献、研究指導、研究資金の
他、将来的な発展性

平成19年 3月

平成18年度予算の繰越

研究費の配分を受ける教員の決定
(学部等の長→学術推進本部長→学長)

平成19年 4月

平成19年度予算の計上
(繰越分)

当該教員への研究費の配分(研究費@1,000千円×10人)

平成20年 3月

当該研究費による成果物等の提出

次回以降

平成20年 4月

平成20年度予算の計上

平成20年10月

教員評価結果
(平成18-19年度)
研究活動の評価結果「5」

+

研究上の業績・活動
(平成18-19年度)
受賞、功績、貢献、研究指導、研究資金の
他、将来的な発展性

平成21年 1月

研究費の配分を受ける教員の決定
(学部等の長→学術推進本部長→学長)

当該教員への研究費の配分(研究費@1,000千円×10人)

平成21年 3月

平成20年度予算執行残の繰越

平成21年 4月

平成21年度予算の計上
(繰越分)

平成22年 3月

当該研究費による成果物等の提出